

現行	見直し案	見直し理由等
<p><u>第1 農用地利用計画</u></p> <p>1. <u>土地利用区分の方向</u></p> <p>(1) <u>土地利用の方向</u></p> <p><u>ア. 土地利用の構想</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者制度等による安定性の高い農業経営体の育成。 ・無秩序な開発を抑制し優良な農用地を確保。 ・中核的農家の育成と生産性の高い農業の確立、高冷地野菜の産地化、「飛騨ブランド」の確立を推進。 <p><u>イ. 農用地区域の設定方針</u></p> <p><u>(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針</u> 農用地5, 446haについて農用地区域を設定する。</p> <p><u>(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針</u> 農業用施設110haについて農用地区域を設定する。</p> <p><u>(ウ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針</u> 山林原野2, 990haを農用地区域として設定し維持管理に努める。</p> <p>(2) <u>農業上の土地利用の方向</u></p> <p><u>ア. 農用地等利用の方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>条件整備完了農地は水稻を主体に、転作作物として高冷地野菜、大麦、飼料作物等の作付けを担い手主体に振興する。</u> ・<u>国営農地開発事業などによる畑作団地は施設園芸、露地野菜、果樹等などの作付けを振興する。</u> ・<u>山沿いの条件不利農地は中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払制度、鳥獣害対策、耕作放棄地再生利用事業などの市主導事業を活用し営農</u> ・<u>居住継続を基本とした振興策を継続する。</u> ・<u>相当経費をかけなければ営農継続ができない山間の耕作不利地は山林に移行する。</u> 	<p><u>第1 農用地の利用</u></p> <p>1. <u>土地利用区分の方針</u></p> <p>(1) <u>土地利用の方針</u> (削除) (変更なし)</p> <p>(2) <u>農用地区域の設定方針</u></p> <p>①<u>現況農用地についての農用地区域の設定方針</u> 農用地5, 446haについて農用地区域を設定する。</p> <p>②<u>現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針</u> 農業用施設110haについて農用地区域を設定する。</p> <p>③<u>現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針</u> 山林原野2, 990haを農用地区域として設定し維持管理に努める。</p> <p>(3) <u>農業上の土地利用の方針</u></p> <p>①<u>農用地等利用の方針</u></p> <p><u>ア. 土地改良等を実施した農地</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>水田地帯では銘柄米の栽培を主体に、高冷地野菜、麦、飼料作物などの栽培を「人・農地プラン」に位置づけられた担い手を主体に振興する。</u> ・<u>銘柄米の栽培に適さない水田は耕種農家と畜産農家が連携した飼料米などの生産を推進するなど、立地条件に合った水田の有効活用を推進する。</u> ・<u>畑作団地では施設園芸、露地野菜、果樹、飼料作物などの栽培を振興する。</u> <p><u>イ. 急傾斜地等条件不利な農地</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度、農作物獣害防止対策事業、耕作放棄地再生利用事業などを活用し、荒廃農地の発生抑制や農地の有効利用を図るとともに、営農・居住継続ができる環境を保全する。</u> <p><u>ウ. 耕作不可能な農地</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>相当経費をかけなければ営農継続ができない山間地域の農地や山林化している農地は山林に移行し保全する。</u> <p>・(移行)</p> <p>・(移行)</p> <p>・(移行)</p> <p>・(移行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ア. 土地利用の構想」という項目を削除 ・内容は変更なし ・項目整理のため ・数値については、平成26年1月時点の数値を記載し、今後確定数値に変更予定 ・項目整理のため ・各地区の利用状況や方針に同様の傾向があり、農地区分の視点で市の統一した表記とするため ・現行の第1-1-(2)-アより移行、「人・農地プラン(平成24年度策定)」に搭載した農家を担い手として位置付けているため表現を見直し ・銘柄米栽培以外の活用策を明示するため ・現行の第1-1-(2)-アより移行 ・現行の第1-1-(2)-アより移行、制度名の変更による ・現行の第1-1-(2)-アより移行 ・第1-1-(3)-①-アに移行 ・第1-1-(3)-①-アに移行 ・第1-1-(3)-①-イに移行 ・第1-1-(3)-①-ウに移行

現行	見直し案	見直し理由等
<p><u>高山地区</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>水稻を主体に転作作物では高冷地野菜、飼料作物を主体に担い手に農地集積。</u> ・<u>東部開発事業による畑作団地では施設園芸、飼料作物が主要品目として作付。</u> ・<u>今後もより一層担い手に農地集積し、連担性のある集団農地を形成するよう推進していく。</u> <p style="text-align: center;">：</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">：</p> <p><u>上宝地区</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>農家の高齢化、後継者の転出などにより、農地の荒廃化が問題となっている。</u> ・<u>土地利用型農業の担い手への利用集積を進めるとともに、山沿いの条件不利地等は集落等が中心となって特用農産物の取り組みなどで荒廃化防止に努める。</u> <p><u>イ. 用途区分の構想</u></p>	<p>(地区表示削除)</p> <p>②用途区分別の方針</p> <p><u>ア. 農地</u></p> <p><u>(ア) 田</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>平坦部を中心として土地改良が実施された優良な水田などは、銘柄米の生産によりブランド化を図り、水田営農を確立する。</u> ・<u>水稻の担い手に農地を集積・集約し、機械体系の整った土地利用型農業の展開により、水田としての利用を確保する。</u> ・<u>銘柄米の生産に適さない水田は、耕種農家と畜産農家が連携した飼料米などの生産を推進する。</u> ・<u>条件の悪い水田は、利便性を高めるための簡易な土地基盤整備を行い、水田の有効活用を図る。</u> <p><u>(イ) 畑</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>国営農地開発事業などで造成された優良な畑作団地は、高冷地野菜、飼料作物、花卉の畑作優良農地としての利用を継続するとともに生産拡大を図る。</u> ・<u>条件の悪い畑地は、中部縦貫自動車道などの建設に伴う残土を有効活用し、効率性の高い農地を確保する。</u> ・<u>新規就農者などを育成・確保し、農地集積による畑地の有効利用と荒廃農地の解消を図る。</u> <p><u>(ウ) 樹園地</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>山腹を中心としてモモ、リンゴなどの果樹栽培が盛んな地区は、樹園地としての利用を継続する。</u> ・<u>畑地帯に広がる樹園地では経営の集約化、担い手への集積を推進する。</u> <p><u>イ. 採草放牧地</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>山腹などに位置する採草放牧地は、飛騨牛などの生産振興を図るため適正な利用と保全を推進する。</u> 	<p>・各地区の利用状況や方針に同様の傾向があり、農地区分の視点で市の統一した表記とするため</p> <p>・項目整理のため</p> <p>・各地区の用途に同様の傾向があり、用途区分の視点で市の統一した表記とするため</p>

現行	見直し案	見直し理由等
<p>高山地区</p> <p>(ア) 上枝</p> <p>a. <u>熊野橋上流部約240haは区画整地等が実施され、ほとんどが20ha以上の団地性を有しており、今後も農用地としての利用を確保。八日町、前原町地内は畜産地帯であり畑作と畜産の有機的結合を図り、合理的な水田営農の確立を推進。</u></p> <p>b. <u>前原谷川上流部、新宮地内山腹に存する農用地のうち約80haは採草地として今後も保全。</u></p> <p>c. <u>熊野橋下流部の平坦部の農用地のうち約100haは転作との一体的利用により農用地としての利用を確保。</u></p> <p>d. <u>上切、中切団地25haは、高冷地野菜、飼料作物の作付利用を継続。</u></p> <p>(イ) 高山</p> <p>a. <u>すのり川水系の上流部に存する農用地約54haは都市計画用途区域に接し、農地のスプロール化の防止につとめ農用地の利用を確保。</u></p> <p>b. <u>国営農地開発事業などにより造成された畑地約65haは引き続き高冷地野菜、飼料作物の畑作優良農地としての利用を継続。</u></p> <p>(ウ) 大八</p> <p>a. <u>上野平の農用地約60haは優良農地として引き続き利用を確保。</u></p> <p>b. <u>大八賀川水系の農用地約140haは転作との一体的利用により水田営農の確立を図る。</u></p> <p>c. <u>国営農地開発事業による岩滝地区などの4団地は高冷地野菜、飼料作物の畑作優良農地として継続利用。</u></p> <p>d. <u>農業体験を通じて人と人との交流を促進するための優良な市民農園を整備し有効利用を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">：</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">：</p> <p>上宝地区</p> <p>(ア) 北東部</p> <p><u>温泉熱を利用した熱帯産果実栽培を手掛けるなど農業と観光の連携や地域特産である山椒栽培振興により、農業振興を図る。また、大字神坂地内の緩傾斜地帯約10haを農用地区域とし、採草又は放牧目的の混木林地として利用をすすめる。</u></p> <p>(イ) 南西部</p> <p><u>高原川下流の農用地約160haはほ場整備と水稲作業の機械化が相当進んでおり、今後も農用地の面的利用集積をすすめ、銘柄米、高冷地野菜、飼料畑等の作付団地化により生産効率化を図る。蔵柱川流域の農用地約86haはほ場整備が完了しており、今後も農地の利用改善と集積を促進し生産費の低減と農業経営の効率化を図り、稲作、高冷地野菜を中心に振興する。</u></p>	<p>(地区表示削除)</p>	<p>・各地区の用途に同様の傾向があり、用途区分の視点で市の統一した表記とするため</p>

現行	見直し案	見直し理由等																																				
<p>2. 農用地利用計画 別紙のとおり 別記 (1) 農用地区域 ア 現況農用地等</p> <table border="1" data-bbox="231 336 1136 457"> <thead> <tr> <th>地区・区域</th> <th>区域の範囲</th> <th>農用地区域に含めるもの</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山</td> <td>江名子町</td> <td>686,690-1,690-2,691,694,695,711,713,715,716,...</td> <td></td> </tr> <tr> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 現況山林、原野</p> <table border="1" data-bbox="231 499 1136 655"> <thead> <tr> <th>地区・区域</th> <th>区域の範囲</th> <th>現況森林、原野等に係る農用地区域</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹生川町</td> <td>岩井谷</td> <td>原野 字山ぎし 265-3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 用途区分(農業用施設用地、採草放牧地等)</p> <table border="1" data-bbox="231 697 1136 957"> <thead> <tr> <th>地区・区域</th> <th>区域の範囲</th> <th>用途区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山</td> <td>八日町</td> <td>農地：下記農業用施設用地及び採草放牧地ちして区分した区域以外の区域 農業用施設 728-1の一部(170㎡),728-4,501-1,502-1,502-2,...</td> <td></td> </tr> <tr> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地区・区域	区域の範囲	農用地区域に含めるもの	備考	高山	江名子町	686,690-1,690-2,691,694,695,711,713,715,716,...		:	:	:		地区・区域	区域の範囲	現況森林、原野等に係る農用地区域	備考	丹生川町	岩井谷	原野 字山ぎし 265-3		:	:	:		地区・区域	区域の範囲	用途区分	備考	高山	八日町	農地：下記農業用施設用地及び採草放牧地ちして区分した区域以外の区域 農業用施設 728-1の一部(170㎡),728-4,501-1,502-1,502-2,...		:	:	:		<p>2. 農用地利用計画 別記のとおり 別記 (筆データの加除・修正) ※調整中</p>	<p>・市の方針に基づく編入、除外等による農用地区域の筆データを加除・修正するため</p>
地区・区域	区域の範囲	農用地区域に含めるもの	備考																																			
高山	江名子町	686,690-1,690-2,691,694,695,711,713,715,716,...																																				
:	:	:																																				
地区・区域	区域の範囲	現況森林、原野等に係る農用地区域	備考																																			
丹生川町	岩井谷	原野 字山ぎし 265-3																																				
:	:	:																																				
地区・区域	区域の範囲	用途区分	備考																																			
高山	八日町	農地：下記農業用施設用地及び採草放牧地ちして区分した区域以外の区域 農業用施設 728-1の一部(170㎡),728-4,501-1,502-1,502-2,...																																				
:	:	:																																				
<p>第2 農業生産基盤の整備開発計画 1. 農用地利用計画 高山市のほ場整備事業は、昭和20年代後半から積極的に実施されてきており、水田についてはそのほとんどが完了している。しかし、今後残された農用団地(特に山間部)について、県単事業を中心に整備を推進する必要がある。また、早期に実施された地区については、ほ場区画が小さいので農業経営の機械化に即した農地の区画整理を行うとともに用排水路、道路を一体的に整備する。さらに、水田利用の高度化を図るため、平坦部を中心に用排水路の分離や排水不良田の改良等により、田畑転換が可能な汎用水田化への整備が必要である。畑地の整備については、地域条件に適合した畑作物の生産振興を図るため土層改良、農道、かんがい排水施設等の整備を推進しなければならない。 農道整備事業については、農道網を有機的かつ合理的に配置し、特に国営農地開発、ほ場整備に関連して広域農道整備を進めるほか、県単農道舗装事業も順次推進する必要がある。 老朽化した農業排水路については、ほ場整備事業と各種制度事業を導入して順次改修を実施し、農業生産の向上を図る必要がある。 風水害による農地、農業用施設及び農作物の被害防止のため、危険個所の保全管理に努めるとともに、早急に整備を必要とするため、池、水路等、用排水施設の改修を推進する。</p>	<p>第2 農業生産基盤の整備開発 1. 農業生産基盤の整備方針 高山市のほ場整備事業は、昭和20年代後半から積極的に実施されてきており、水田についてはそのほとんどが完了しているが、<u>区画が小さいほ場や利便性の悪いほ場は、必要に応じてほ場整備や中部縦貫自動車道などの建設に伴う残土を有効活用し、作業効率の良い農地を整備する。</u> <u>今後、水田利用の高度化を図るため、平坦部を中心に用排水路の分離など、かんがい排水施設の整備を推進する。さらに、農道、用排水路など農業用施設については、長寿命化を推進するため各種制度を活用して順次改良、改修を実施し、農業生産の向上と維持管理の軽減を図る。また、農産物輸送の効率化を図るため今後も広域農道の整備を推進する。</u> 自然災害による農地や農業用施設の被害防止のため、危険個所の保全管理に努めるとともに、<u>用排水路、ため池などの改修を推進する。</u></p>	<p>・今後の残土活用が見込まれるため ・表現の見直し</p>																																				

現行	見直し案	見直し理由等
<p><u>2. 森林の整備その他林業の振興との関連</u> 山林原野等を開発し農用地の規模拡大をする場合には、<u>森林事業計画</u>との整合性に配慮する。</p> <p><u>3. 他事業との関連</u> <u>国営飛騨東部団地は昭和63年から工事着工され完成し、本格的な営農が行われている。20の団地については主要な生産団地となっている。</u></p> <p><u>第3 農用地等の保全計画</u></p> <p>1. 農用地等の保全の方向 農業者の高齢化、後継者不足、農家人口減少、荒廃農地の増加などが予想されるため、農地の有効活用を目指し、<u>利用権設定事業を重点的に実施する。</u></p> <p>2. 農用地等の保全のための活動 中山間地域直接支払制度で農地の多面的機能を確保するとともに、<u>地域の農業を考える場の創設を各改良組合を中心に行う。</u> また、農業委員会が主体となる農地パトロールを実施し、<u>荒廃農地の早期発見に努める。</u></p> <p><u>第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画</u></p> <p>1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 (1) 認定農業者の農業経営の目標 ・経営指標 年間農業所得400万円 年間労働時間2,000時間程度</p> <p>2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 (1) 農地等の権利移動に関する方策 ・農用地等に関する権利移動の意向を把握し、権利取得の円滑化を図る。 <u>ア. 農地移動適正化あっせん事業</u> 「高山市の内移動適正化あっせん基準」に基づき事業を実施する。 <u>イ. 農用地利用集積事業</u> 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき事業を実施する。 <u>ウ. 農地保有合理化促進事業</u> <u>県畜産公社と連携し、情報提供および事業協力を行う。</u> <u>エ. 農地利用集積円滑化事業</u> 関係機関等との調整を図り、農地利用集積円滑化事業を円滑に推進する。</p> <p>(2) 地域農業集団化対策 ・地域の結束、合意形成を図るため、地域のリーダーの育成を強力に進める。</p> <p>(3) 農用地の集団化対策 ・土地利用型農業の担い手および地区委員を中心に農地の流動化を進める。</p> <p>(4) 農作業の受委託、共同化対策 ・米作りの基幹作業を委託するなど効率化を推進する。</p>	<p><u>2. 森林の整備その他林業の振興</u> 山林原野等を開発し農用地の規模拡大をする場合には、<u>森林、林業に関する各種計画</u>との整合性に配慮する。</p> <p>(削除)</p> <p><u>第3 農用地等の保全</u></p> <p>1. 農用地等の保全の方針 農業者の高齢化、後継者不足、農家人口減少、荒廃農地の増加などに対応するため、農地の有効活用を目指し、<u>「人・農地プラン」による担い手への農用地利用の集積を促進する。</u></p> <p>2. 農用地等の保全のための方策 中山間地域直接支払制度などで農地の多面的機能を確保するとともに、<u>地域の人と農地の問題を解決するため、「人・農地プラン」について見直しを行う。</u> また、農業委員会が主体となる農地パトロールを実施し、<u>農地の荒廃の未然防止に努める。</u></p> <p><u>第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進</u></p> <p>1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方針 (1) 認定農業者の農業経営の目標 ・(変更なし)</p> <p>2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 (1) 農地等の権利移動に関する方策 ・(変更なし) <u>①農地移動のあっせんを実施</u> (変更なし) <u>②農用地の利用集積を促進</u> (変更なし) <u>③農地中間管理事業の活用</u> <u>農地中間管理事業を活用し、担い手への農用地利用集積、集約を加速させる。</u> <u>④農地利用集積円滑化事業の活用</u> (変更なし)</p> <p>(2) 地域農業集団化に関する方策 ・(変更なし)</p> <p>(3) 農用地の集団化に関する方策 ・(変更なし)</p> <p>(4) 農作業の受委託、共同化に関する方策 ・(変更なし)</p>	<p>・各種計画との整合性を図るため</p> <p>・国営農地開発事業が完了、新たな事業がないため</p> <p>・平成26年4月に県農地中間管理機構が設立され人・農地プランで話し合いを行いながら機構を介して担い手に集積・集約をするため</p> <p>・表現の見直し</p> <p>・平成26年度より、多面的機能支払制度が創設されたため</p> <p>・農地の荒廃を未然に防止することが大切であるため</p> <p>・項目整理のため</p> <p>・項目整理のため</p> <p>・項目整理と、農地保有合理化事業が廃止され平成26年度より農地中間管理機構が設立されたため</p> <p>・項目整理のため</p>

現行	見直し案	見直し理由等
<p>(5) 遊休農地、耕作放棄地解消対策 ・耕作放棄地再生利用事業を活用する。</p> <p>3. 森林の整備その他林業の振興との関連 ・森林事業計画との整合性に配慮する。</p> <p><u>第5 農業近代化施設の整備計画</u> 1. 農業近代化施設の整備の方向 ・施設の老朽化、集約化に対処するため、関係機関協議の下で施設再編計画を立てる。</p> <p><u>2. 近代化施設整備計画</u> ・<u>トマト選果場</u></p> <p><u>第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</u> 1. 農業を担うべき者のための支援活動 ・高山市農業経営改善支援センターが中心となり、先進的技術の情報提供や普及などを行い、農業経営改善計画の認定制度を中心とした支援活動を行う。</p> <p><u>第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画</u> 1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 ・高冷地野菜、畜産業など基盤整備が整った強い産地づくりを今後も継続推進。 ・<u>地域の農畜業と連携した加工産業等の開拓により、安定的な就業の場を確保。</u></p> <p>2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 ・<u>企業進出に際しては、地元町内会や農業改良組合など関係組織と連携し、積極的に誘致を進める。</u></p> <p>3. 森林の整備その他林業の振興との関連 ・森林組合と連携を密にし、地域資源の有効利用を図っていく。</p>	<p>(5) 遊休農地、耕作放棄地解消に関する方策 ・(変更なし)</p> <p>3. 森林の整備その他林業の振興との関連 ・(変更なし)</p> <p><u>第5 農業近代化施設の整備</u> 1. 農業近代化施設の整備の方針 ・(変更なし)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第6 農業を担うべき者の育成・確保</u> 1. 農業を担うべき者のための支援活動 ・(変更なし)</p> <p>・<u>市、農業委員会、指導農業士会などで組織する就農支援ネットワークを積極的に活用し、就農移住相談や就農計画のアドバイス、就農研修支援などにより、新規就農者の育成と確保を図る。</u></p> <p><u>第7 農業従事者の安定的な就業の促進</u> 1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 ・(変更なし) ・<u>農商工連携と6次産業化の促進により、安定的な就業の場を確保する。</u></p> <p>2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 ・(削除)</p> <p>・<u>農作物の生産(1次産業)にとどまらず、加工(2次産業)や販売、農家レストランの経営(3次産業)などを総合的に行う農業の6次産業化の取り組みを促進する。</u></p> <p>・<u>1年を通じた就農を確保するため、農業の複合経営(例：ほうれん草+菌床椎茸)を促進する。</u></p> <p>3. 森林の整備その他林業の振興との関連 ・(変更なし)</p>	<p>・施設の整備が完了したため</p> <p>・就農移住支援により新規就農者の育成等を図るため</p> <p>・わかりやすい表現にするため</p> <p>・農家に重点を置いた方策とするため</p> <p>・今後、重要な施策であるため</p> <p>・就業形態の改善が図られるため</p>

現行	見直し案	見直し理由等
<p>第8 生活環境施設の整備計画</p> <p>1. 生活環境施設の整備の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域の農村構造の改善を促進していくためには、良好な生活環境を確保するための施設を整備していくことにより、意欲ある担い手農家と兼業農家との間の連帯感の醸成を図ることが重要。</u> ・<u>今後必要に応じて農業集落排水事業等順次進め、生活環境の改善を図っていく。</u> <p>第9 附図</p> <p>1. 農用地利用計画図（附図1号）</p>	<p>第8 生活環境施設の整備</p> <p>1. 生活環境施設の整備の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域の自然環境との調和、集团的優良農用地の保全および生活環境の整備促進を基本とし、地域住民の自主的取組による環境整備を促進し、潤いある田園空間や地域景観の保全など、農村の良さを活かした整備を進める。</u> ・<u>農地・水保全管理事業を活用し、農道・水路等の集落内道水路の長寿命化のための活動に関する支援を行う。</u> <p>第9 附図</p> <p>1. 農用地利用計画図（附図1号） （変更なし）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業を取り巻く環境の変化を反映するため